

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

南丹みやま診療所

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

受診者・利用者の健康と安全を確保するために、感染症の予防に努め、もし感染症が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、受診者・利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

(1) 感染対策委員会の設置

① 設置の目的

診療所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

② 感染対策委員会の構成員

所長、事務長、師長、事務長補佐、介護係長

③ 感染対策委員会の開催

おおむね6ヶ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④ 感染対策委員会の役割

A) 診療所内感染対策の立案

B) 感染症発生時の対応の検討

C) 情報の収集、整理、全職員への周知

D) BCPの作成

E) 診療所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

3. 平時の対策

受診者・利用者・職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダード プリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）

B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用

C) 呼吸器衛生（咳エチケット）

D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4. 発生時の対応

- (1) 診療所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて保健所、他医療機関、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。その内容及び対応について全職員に周知する。
- (2) 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、受診者・利用者・職員の状態や実施した措置などを記録する。
- (3) 感染拡大の防止について、保健所からの指示に従い、協議する。
- (4) 関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

5. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。
- (3) 「介護現場における感染対策の手引き第3版（厚生労働省）も踏まえ、感染対策に常に努める。<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、受診者・利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに関覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

本指針は、2024年4月1日より施行する。